

開発指導班事務処理要領

(趣旨)

第1条 この要領は、開発指導班運営要領（平成5年7月29日企画開発部長決裁。以下「運営要領」という。）第2条の規定に基づき、開発指導班において行う大規模開発等についての事前の指導（以下「事前指導」という。）及び関係部局間の調整（以下「事前調整」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(大規模開発等)

第2条 運営要領第2条第1号に規定する「大規模開発等」とは、土地開発の規制に関する法令又は条例（以下「個別規制法令」という。）に基づく許認可等を要する開発行為のうち、規模が大きいものとして、許認可等申請に先立ち、事前の協議、審査等（以下「事前協議等」という。）が義務付けられたもの及び個別規制法令担当課長が関係部局間の調整が必要と認めたものをいう。

(事前指導)

第3条 事前指導では、大規模開発等を行おうとする者からの求めに応じて、当該開発の実施に当たって必要となる個別規制法令上の許認可等制度全般の概要について教示し、必要な指導を行うものとする。

(事前調整)

第4条 事前調整は、次に定めるところにより行うものとする。

- (1) 個別規制法令担当課長は、大規模開発等に該当する事案について、関係部局間の調整を土地対策課長へ申し出るものとする。
 - (2) 土地対策課長は、調整の申し出があった事案については、班員会議において検討を行うとともに、調整を要すると認められる関係課長の意見を求めるものとする。
 - (3) 班員会議においては、事前協議等申請者からのヒヤリングを行ったうえで調整に係る事案を検討するものとする。
 - (4) 土地対策課長は、班員会議における検討結果及び第2号に基づく関係課長の意見を基に、調整に係る事案の問題点、留意点及び意見等を取りまとめ、調整を申し出た担当課長に通知するものとする。
- 2 事前調整に当たっては、個別規制法令に定めるもののほか、次に掲げる事項との適合性を勘案するものとする。
- (1) 県及び市町村の土地利用に関する計画に適合するものであること。
 - (2) 開発区域及びその周辺地域に存在する動植物、特異な地形又は地質等自然環境の保全に著しい支障を及ぼすおそれがないこと。
 - (3) 地域の発展に貢献するものであること。

(進行管理)

第5条 土地対策課長は、事前調整を行った事案については、その後の進捗状況を掌握し、必要に応じて関係部局間の連絡調整に努めるものとする。

附 則

この要領は、平成5年8月2日から施行する。

附 則

この要領は、平成15年11月6日から施行する。